○常総衛生組合職員旧姓使用取扱要綱

（令和６年４月２４日
常総衛生組合訓令第２号）

（趣旨）

第１条　この訓令は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も，旧姓（以前に使用していた氏をいう。以下同じ。）を職場において使用することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（旧姓使用の承認申請）

第２条　婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は，旧姓を使用しようとするときは，所属長を経由して旧姓使用承認申請書（様式第１号）により，管理者に申請しなければならない。

（承認）

第３条　管理者は，前条の規定による申請があったときは，当該申請内容を審査の上，その適否を決定し，旧姓使用承認・不承認通知書（様式第２号）により，所属長を経由して当該職員に通知するものとする。

２　管理者は，前項の承認通知書を通知したときは，旧姓使用職員台帳（様式第３号）に承認の内容を記載するものとする。

（承認の取消し）

第４条　管理者は，前条第１項の規定により旧姓の使用を承認した後において，当該承認を受けた者（以下「旧姓使用職員」という。）の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは，当該旧姓使用職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

２　管理者は，前項の規定により，旧姓の使用の承認を取り消したときは，旧姓使用承認取消通知書（様式第４号）により，所属長を経由して当該旧姓使用職員に通知するものとする。

（使用の中止）

第５条　旧姓使用職員は，旧姓の使用を中止しようとするときは，旧姓使用中止届（様式第５号）により，所属長を経由して管理者に届け出なければならない。

（旧姓を使用することができる文書等）

第６条　旧姓を使用することができる文書等は，旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく，かつ，職務遂行上支障がないと認められるもので，次に掲げるものとする。

(1) 名札

(2) 名刺
(3) 休暇届
(4) 回覧文書
(5) 事務引継書
(6) 事務日誌
(7) 事務分担表
(8) 職員名簿
(9) 職員配置図
(10) 座席表
(11) 職場での呼称

(職員及び所属長の責務)

第７条　旧姓使用職員は，旧姓の使用に当たり，市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。

２　所属長は，所属職員の旧姓使用に関し，適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(補則)

第８条　この訓令に定めるもののほか，旧姓の使用に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この訓令は，公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令の施行日前において，婚姻等による戸籍上の氏を改めた職員で，旧姓を使用しようとする職員は，第２条の規定による申請を行うことができるものとする。

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

常総衛生組合管理者　　様

所　　属
職　　名
氏　　名　　㊞
（戸籍上の氏名）

旧姓使用承認申請書

次のとおり旧姓を使用したいので，常総衛生組合職員旧姓使用取扱要綱第２条の規定により申請します。

１　使用する旧姓

２　改姓した年月日

３　改姓した事由

所属長確認

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

常総衛生組合管理者　　㊞

旧姓使用承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました旧姓の使用については，次のとおり承認（不承認）としたので，常総衛生組合職員旧姓使用取扱要綱第３条の規定により通知します。

１　承認

（１）承認した旧姓

（２）旧姓使用開始日　　年　　月　　日

２　不承認

(理由)

様式第３号（第３条関係）

旧姓使用職員台帳

整理番号	所属課	職員番号	戸籍氏名	旧姓	承認年月日	中止届出又は承認取消年　月　日	備考

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

常総衛生組合管理者　　㊞

旧姓使用承認取消通知書

年　　月　　日付けで承認しました旧姓の使用については，次のとおり取り消したので，常総衛生組合職員旧姓取扱要綱第４条の規定により通知します。

１　使用承認を取り消した旧姓

２　使用承認取消年月日　　年　　月　　日

３　使用承認取消の事由

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

常総衛生組合管理者　　様

所　　属
職　　名
氏　　名　　㊞
（戸籍上の氏名）

旧姓使用中止届

年　　月　　日付けで承認を受けた旧姓の使用について，当該使用の中止をしたいので，常総衛生組合職員旧姓使用取扱要綱第５条の規定により，次のとおり届け出ます。

１　使用を中止する旧姓

２　使用中止年月日　　年　　月　　日

３　使用を中止する理由

所属長確認